

別表第1（第2条関係）

補助対象設備等	補助対象者	補助対象設備等の仕様及び要件	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)
<p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等（ZEH, ZEH+。以下「ZEH等」という。）</p>	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 自らが居住する町内の専用住宅等がZEH等であり、使用する者</p> <p>(2) 自らが町内に所有する専用住宅等がZEH等であり、かつ、自らが当該ZEHを所有し、他者に居住の目的で当該専用住宅等を貸し出す者</p> <p>(3) 建売住宅供給者等がZEH等の設置された町内の建売住宅を取得する場合は、当該建売住宅を取得し、かつ、自ら居住する者</p>	<p>一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sustainable Open Innovation Initiative。以下「SOI」という。）に認定されたZEH等であること。</p>	<p>一件300,000円を上限とする。</p> <p>ただし、住宅用太陽光発電システム、ハウス・エネルギー・マネジメント・システム、定置用リチウムイオン蓄電池がZEH等の設備に一体的に含まれる場合は、これらの補助は除く。</p>
<p>住宅用太陽光発電システム</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 自らが電力会社との電灯契約を締結する者。ただし、他者に居住の目的で専用住宅、共同住宅又は店舗・事</p>	<p>(1) 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（Japan Electrical Safety & Environment</p>	<p>補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示で小数点以下2桁未満を切り捨て。）に15,000円を乗じて得た額とし、</p>

	<p>務所等との併用住宅 (以下「専用住宅等」という。)を貸し出す場合は、専用住宅等を借り受けた者が当該電灯契約を締結すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア 自らが居住する町内の住宅で、専用住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、自らが当該システムを所有し、使用する者</p> <p>イ 自らが町内に所有する専用住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、自らが当該システムを所有し、他者に居住の目的で当該専用住宅等を貸し出す者</p> <p>ウ 建売住宅供給者等によって住宅用太陽光発電システムが設置された町内の建売住宅を取得する場合は、当該建売住宅を取得し、かつ、自ら</p>	<p>nt Technologies Laboratory。以下「JET」という。)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10キロワット未満(小数点第3位以下は切り捨てる。)であること。</p> <p>(3) 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。ただし、モジュールを増設する場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設すること。</p> <p>(4) 発電した電気が日常生活に使用されていること。</p>	<p>100,000円を上限とする。</p>
--	---	--	------------------------

	<p>居住する者</p> <p>(3) 定置用リチウムイオン蓄電池を備える設備であること。</p>		
<p>ホーム・エネルギー・マネジメント・システム（以下「HEMS」という。）</p>	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 自らが居住する町内の専用住宅等にHEMSを設置し、かつ、自らが当該HEMSを所有し、使用する者</p> <p>(2) 自らが町内に所有する専用住宅等にHEMSを設置し、かつ、自らが当該HEMSを所有し、他者に居住の目的で当該専用住宅等を貸し出す者</p> <p>(3) 建売住宅供給者等によってHEMSが設置された町内の建売住宅を取得する場合は、当該建売住宅を取得し、かつ、自ら居住する者</p>	<p>(1) エネルギーマネジメントやリモートメンテナンスなどの通信仕様である「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(2) 設置した住宅において、空調・照明等の電力使用量を個別に計測・蓄電し、電力使用量をモニター画面などで見ることができ機器であること。</p>	<p>対象設備の設置工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電池</p>	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 自らが居住する町内の専用住宅等に定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、かつ、自</p>	<p>(1) 蓄電池容量が1キロワット以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充電できるものであ</p>	<p>一件150,000円とする。</p>

	<p>らが当該蓄電池を所有し、使用する者</p> <p>(2) 自らが町内に所有する専用住宅等に定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、かつ、自らが当該蓄電池を所有し、他者に居住の目的で当該専用住宅等を貸し出す者</p> <p>(3) 建売住宅供給者等によって定置用リチウムイオン蓄電池が設置された町内の建売住宅を取得する場合は、当該建売住宅を取得し、かつ、自ら居住する者</p>	<p>ること。</p> <p>(2) S I I が Z E H 支援事業において補助対象としている機器であること。</p>	
電気自動車	<p>電気自動車を購入し、当該車両を自ら使用する者（割賦販売等により購入した場合において、自動車検査証に記載されている所有者が割賦販売業者、ローン提携販売業者等であるときを含む。ただし、当該車両をリース車両として使用する場合は除く。）</p>	<p>(1) 4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」とのみ記載されていること。</p> <p>(2) 一般社団法人次世代自動車振興センター (N e x t G e n e r a t i o n V e h i c l e P r o m o t i o n C e n t e r。以下「N e v」という。) が実施するクリーン</p>	<p>(1) 普通自動車は、一件200,000円とする。</p> <p>(2) 軽自動車は、一件150,000円とする。</p>

		エネルギー自動車購入促進対策費補助金の補助対象車両（以下「補助対象車両」という。）であること。	
超小型モビリティ等	超小型モビリティ、ミニカー、電気バイク（側車付二輪自動車）、電気バイク（原動機付自転車）を購入し、当該車両を自ら使用する者（割賦販売等により購入した場合において、自動車検査証又は標識交付証明書に記載されている所有者が割賦販売業者、ローン提携販売業者等であるときを含む。ただし、当該車両をリース車両として使用する場合は除く。）	Ne vが実施する補助対象車両であること。	一件50,000円とする。
ビークル・トゥ・ホーム充電設備（以下「V2H充電設備」という。）	V2H充電設備を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置する者。	Ne vが電気自動車の充電インフラ整備事業費補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。	一件100,000円とする。
家庭用充電設備	家庭用充電設備を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置する者。	(1) Ne vが補助対象設備として指定している設備であること。 (2) 原動機に電動機	一件20,000円とする。

		と内燃機関を併用している車両を除く。	
--	--	--------------------	--

別表第2（第4条関係）

補助対象設備等	添付書類
ZEH等	<p>(1) S I I から発行されたZEH等に関する補助金確定通知書の写し</p> <p>(2) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書の写し</p> <p>※ 上記のS I I のZEH支援事業を施工事業者が交付を受けた場合は、当該専用住宅等の購入に係る事業者と町の補助金の申請者との間で締結された契約書の写し及び領収書の写しを添付すること。</p> <p>(3) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</p>
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 工事請負契約書の写し又は専用住宅等の購入に係る売買契約書の写し</p> <p>(2) 経済産業省資源エネルギー庁の「固定価格買取制度、再生可能エネルギー電子申請」のホームページに示されている一般社団法人太陽光発電協会（Japan Photovoltaic Energy Association。以下「JPEA」）の太陽光パネル型式登録リストにおける当該パネルの該当箇所の写し</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電システム（太陽電池モジュール）の最大出力を証する書類の写し（出力対比表，出荷証明書，再生可能エネルギー発電事業計画の事業認定を証する書類等）</p> <p>(4) 住宅用太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し（住宅用太陽光発電システムの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては，それが分かる書類（内訳書等））</p> <p>(5) 住宅用太陽光発電システムを構成する機器の設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール，パワーコンディショナー及び専用住宅等の全体の外観が確認できるもの）</p> <p>(6) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</p>

HEMS	<ul style="list-style-type: none"> (1) HEMSの保証書の写し (2) HEMSの設置費に係る領収書の写し（HEMSの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、それが分かる書類（内訳書等） (3) HEMSの設置状況を示すカラー写真（当該HEMSの全景が確認できるもの） (4) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書
定置用リチウムイオン蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負契約書の写し又は専用住宅等の購入に係る売買契約書の写し (2) S I Iのホームページに示されている蓄電システム登録済製品一覧における当該蓄電池の該当箇所の写し (3) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置費に係る領収書の写し（定置用リチウムイオン蓄電池の設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、それが分かる書類（内訳書等）） (4) 定置用リチウムイオン蓄電池の設置状況を示すカラー写真（当該蓄電池の全景が確認できるもの） (5) 定置用リチウムイオン蓄電池の保証書の写し (6) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書
電気自動車，超小型モビリティ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車検査証の写し (2) 電気自動車等の領収書の写し (3) N e Vのホームページに示されているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両一覧表における当該電気自動車の該当箇所の写し等 (4) 当該電気自動車の写真（ナンバープレートが確認できるもの） (5) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書
ミニカー，電気バイク（側車付二輪自動車），電気バイク（原動機付自転車）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 標識交付証明書の写し (2) ミニカー等の領収書の写し (3) N e Vのホームページに示されているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両一覧表における当該

	<p>電気自動車の該当箇所の写し等</p> <p>(4) 当該ミニカー、電気バイク（側車付二輪自動車）、電気バイク（原動機付自転車）の写真（ナンバープレートが確認できるもの）</p> <p>(5) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</p>
V2H充電設備	<p>(1) V2H充電設備カタログの諸元表等の写し</p> <p>(2) 保証書の写し</p> <p>(3) 工事請負契約書等の写し</p> <p>(4) V2H充電設備の領収書の写し</p> <p>(5) 設置状況を示すカラー写真（当該V2H充電設備の全景が確認できるもの）</p> <p>(6) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</p>
家庭用充電設備	<p>(1) 家庭充電設備カタログの諸元表等の写し</p> <p>(2) 保証書の写し</p> <p>(3) 家庭用充電設備の領収書の写し</p> <p>(4) 設置状況を示すカラー写真（当該家庭充電設備の全景が確認できるもの）</p> <p>(5) 個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項証明書</p>

別表第3（第8条関係）

補助対象設備等の種類	財産の処分が制限される期間
ZEH等	10年間
住宅用太陽光発電システム	10年間
HEMS	6年間
定置用リチウムイオン蓄電池	6年間
電気自動車（普通自動車）	4年間
電気自動車（小型・軽自動車）	4年間
超小型モビリティ	4年間
ミニカー	4年間
電気バイク（側車付二輪自動車）	4年間
電気バイク（原動機付自転車）	4年間
V2H充電設備	4年間

家庭用充電設備	4年間
---------	-----